

環水大水発第 1504302 号  
平成 27 年 5 月 1 日

都道府県知事  
水質汚濁防止法政令市長 } 殿

環境省水・大気環境局長

### 1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しについて

1,4-ジオキサンについては、排水基準を定める省令の一部を改正する省令(平成 24 年環境省令第 15 号。以下「省令」という。) 附則第 2 条において暫定的な排水基準 (以下「暫定排水基準」という。) を設定しているが、その適用期間が平成 27 年 5 月 24 日に終了することとなる。

現行の暫定排水基準の対象業種(4 業種)について、現時点での各業種の排水濃度の実態及び適用可能な処理技術等に照らし、排水基準を定める省令(昭和 46 年総理府令第 35 号) 第 1 条に規定する排水基準(以下「一般排水基準」という。)への対応の可否を確認したところ、うち 2 業種(エチレンオキサイド製造業・エチレングリコール製造業)については、基準値を強化して、平成 30 年 5 月 24 日まで更に 3 年間、暫定排水基準の適用期間を延長することとした。このため、排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令(平成 27 年環境省令第 20 号。以下「改正省令」という。)を平成 27 年 5 月 1 日に公布し、同年 5 月 25 日から施行することとしたものである。

については、下記の事項に留意の上、改正省令の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

### 記

#### 1. 措置の内容

暫定排水基準が適用されている 4 業種のうち、2 業種(感光性樹脂製造業・下水道業)に属する特定事業場については今回の省令改正で一般排水基準へ移行し、残る 2 業種(エチレンオキサイド製造業・エチレングリコール製造業)に属する特定

事業場については、以下のとおり暫定排水基準を強化して延長する（改正省令附則第2条第1項）。

○エチレンオキサイド製造業・エチレングリコール製造業

暫定排水基準：6 mg/L

適用期間：改正省令施行の日から3年間（平成30年5月24日まで）

## 2. 暫定排水基準が適用される特定事業場について

改正省令の施行に当たっては、暫定排水基準が適用される特定事業場の取扱いについて以下の事項に十分留意されたい。

(1) 暫定排水基準が適用される特定事業場が同時に複数の業種に属する場合には、当該業種に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとする（改正省令附則別表備考）。

(2) いわゆる共同処理場（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第74号の施設を有する事業場）については、その処理する水を排出する特定事業場の属する業種に属するものとみなして、暫定排水基準を適用することとする（改正省令附則第2条第2項）。

なお、暫定排水基準が適用される複数の業種の特定事業場の排水を共同処理場において処理する場合は、(1)に準じて当該業種に係る排水基準のうち最大の許容限度のものを適用することとする。

## 3. 関係者に対する指導について

改正省令により、1. のエチレンオキサイド製造業・エチレングリコール製造業に係る暫定排水基準が適用される特定事業場については、改正省令の施行の日から適用期間経過後に一般排水基準に対応することができるよう、必要な指導等をお願いしたい。